

「放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について（依命通達）」の一部改正

新旧対照表

平成2年12月27日付け官鉄保第127号、貨技第144号  
改正 令和元年12月24日付け国鉄安第73号、国自環第112号

新（改正案）		旧（現行）	
別添1 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領		別添1 放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領	
1. (略)		1. (略)	
2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い		2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い	
(1)～(9) (略)		(1)～(9) (略)	
(10) 規則第11条第3項関係		(10) 規則第11条第3項関係	
前部及び後部に備える赤色灯は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点灯を確認できるものであること。		前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。	
(11)～(28) (略)		(11)～(28) (略)	
3. ～5. (略)		3. ～5. (略)	
別表第1 運搬計画書等記載事項等		別表第1 運搬計画書等記載事項等	
記載事項	記載要領等	記載事項	記載要領等

1.～16. (略)	(略)
17. 特定放射性同位元素の運搬に係る措置 (1)～(7) (略) (8) 緊急時対応計画 (強化セキュリティ輸送物に限る。) (9) 情報管理	(略) ○ (8)については、 <u>緊急時対応計画を添付すること。</u> ○ (9)については、情報の管理の概要を記載すること。 <u>ただし、強化セキュリティ輸送物を運搬する場合にあつては、申請各社が別途定める情報管理方法を記載した書類等を添付すること。</u>
18. (略)	

備考

用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第2

記載事項	記載要領等
(略)	(略)

備考

1.～16. (略)	(略)
17. 特定放射性同位元素の運搬に係る措置 (1)～(7) (略) (8) 緊急時対応計画 (強化セキュリティ輸送物に限る。) (9) 情報管理	(略) ○ (8)については、 <u>緊急時対応計画の概要を記載すること。</u> ○ (9)については、情報の管理の概要を記載すること。
18. (略)	

備考

用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第2

記載事項	記載要領等
(略)	(略)

備考

用紙は、日本産業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第3・別表第4 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1)～(9) (略)

(10) 規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色灯は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点灯を確認できるものであること。

(11)～(17) (略)

(18) 規則第17条の2第4項関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬統括責任者及び運搬実施者については、2.(20)を参照のこと。

(イ) 道路輸送の場合

1) (略)

用紙は、日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。

ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。

別表第3・別表第4 (略)

別添2

核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領

1. (略)

2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い

(1)～(9) (略)

(10) 規則第12条第3項関係

前部及び後部に備える赤色燈は、それぞれ、夜間前方及び後方300メートルの距離から点燈を確認できるものであること。

(11)～(17) (略)

(18) 規則第17条の2第4項関係

「連絡体制」として整備しなければならない事項は、次の事項とする。なお、運搬統括責任者及び運搬実施者については、2.(20)を参照のこと。

(イ) 道路輸送の場合

1) (略)

2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。なお、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合の指定連絡場所は、規則第17条の2第11項でいう妨害破壊行為等の脅威の存在下でその機能が維持出来るよう、見張人による出入り管理等が嚴重に実施された場所に設置すること。

3)・4) (略)

(p) (略)

(19)～(22) (略)

(23) 規則第17条の2第10項（告示第11条の5）関係

告示第11条の5に定める規則第17条の2第8項第9号に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密は、輸送経路の詳細情報（区間、キロ程、路線名、所要時間等）に限るものとする。

(24) 規則第17条の2第10項関係

(イ) 規則第17条の2第10項第1号の規定による確認（以下「個人の信頼性確認」という。）に関し、次の事項を考慮した実施方法を定めること。

1) 個人の信頼性確認の体制に関する事項

個人の信頼性確認に係る組織並びに信頼性確認責任者（特定核燃料物質の防護に関して知識及び経験を有し、かつ、管理的又は監督的地位にある者で、個人の信頼性確認を統括的に管理する者）及び信頼性確認実施者（信頼性確認責任者の下で、個人の信頼性確認の実務を行う者）の職務に関する事項を記載すること。

2) 運搬中、運搬統括責任者が電話等により、運搬実施責任者から連絡を受ける場所（以下「指定連絡場所」という。）を指定すること。なお、令第48条の表第2号の下欄に掲げる物質を運搬する場合の指定連絡場所は、規則第17条の2第9項でいう妨害破壊行為等の脅威の存在下でその機能が維持出来るよう、見張人による出入り管理等が嚴重に実施された場所に設置すること。

3)・4) (略)

(p) (略)

(19)～(22) (略)

(新設)

(新設)

2) 個人の信頼性確認のための調査に関する事項

核車則第17条の2第10項第1号イ、ロに規定する調査の方法等を記載すること。

3) 個人の信頼性確認のために入手した個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の利用目的、保管・管理、第三者提供及び開示その他の必要な事項を記載すること。

4) 個人の信頼性確認の判断基準に関する事項

個人の信頼性確認を実施する際の判断基準に関する事項を記載すること。

5) 個人の信頼性確認の結果の通知及び苦情の申出に関する事項

個人の信頼性確認の結果（否認の場合を含む。）を対象者へ通知する方法、対象者から苦情の申出があった場合の対応体制等に関する事項を記載すること。

6) 個人の信頼性確認の結果の管理に関する事項

個人の信頼性確認の結果の記録とその保存に関する事項を記載すること。

(甲) 個人の信頼性確認の結果については、対象者に通知すること。

(ハ) 個人の信頼性確認の結果及び対象者への通知の状況を記録するとともに、当該確認を行った日から5年間は保存すること。

(ニ) 運搬統括責任者は、規則第17条の2第9項に規定する特定核燃料輸送物等の運搬計画を策定する際には、当該運搬に従事する者が特定核物質防護秘密保有者の指定又は業務上近づき得る者の指定を受けていることを検証すること。

(ホ) 運搬実施責任者は、規則第17条の2第9項に規定する特定核燃料輸送物等を運搬するときは、当該運搬に従事する者が業務上近づき得る者として指定を受けていることを検証すること。

(25) 規則第17条の2第11項関係

(略)

(26) (略)

3. ~ 4. (略)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. ~19. (略)	(略)
20. <u>個人の信頼性確認(規則第17条の2第10項の規定の適用を受ける場合に限る。)</u>	○ <u>特定核物質防護秘密保有者の指定又は業務上近づき得る者の指定を受けていることの検証方法の概要を記載すること。</u>
21. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等	○ 第17条の2第11項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。

(23) 規則第17条の2第9項関係

(略)

(24) (略)

3. ~ 4. (略)

別表第1 運搬計画書等記載事項等

記載事項	記載要領等
1. ~19. (略)	(略)
(新設)	(新設)
20. 特定核燃料輸送物等の運搬に係る措置等	○ 第17条の2第9項に定める核燃料輸送物等を運搬する場合には、同条に規定する国土交通大臣が別に定める妨害破壊行為等の脅威に対し講じた必要な措置の詳細について記載した書類を添付すること。

22. (略)	(略)	21. (略)	(略)
備考		備考	
1. 用紙は、 <u>日本産業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。</u>		1. 用紙は、 <u>日本工業規格A列4番の大きさとし、鮮明にコピーできるものとする。ただし、この大きさによることが困難なものについては、折りたたんだ状態でこの大きさとする。</u>	
2. (略)		2. (略)	
別表第2 (略)		別表第2 (略)	
第1号様式 (略)		第1号様式 (略)	
第2号様式 (略)		第2号様式 (略)	

附則

1. 施行期日

本改正は、通知の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別添1放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領(2.(10)の改正規定を除く。)の規定 令和2年1月1日

(2) 別添2核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領(2.(10)の改正規定を除く。)の規定 令和2年4月1日

2. 準備行為

本改正による核燃料物質等車両運搬規則第17条の2第10項第1号の確認は、施行日前においても行うことができる。

3. 経過措置

本改正による改正後の規定中、別添1放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領(2.(10)の改正規定を除く。)及び別添2核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領(2.(10)の改正規定を除く。)の規定は、施行日以後に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬について適用し、同日前に開始される放射性同位元素等又は核燃料物質等の運搬については、なお従前の例による。